

博士論文

カントの平和構想
——『永遠平和のために』の構造的理解を中心に——

一橋大学大学院言語社会研究科 博士課程

LD040009 新川 信洋

本論文はカントの『永遠平和のために』を主題として、そのテキストを包括的・構造的に分析するものである。論述は基本的に『永遠平和のために』の立論にそう形ですすみ、これにおうじて各章の概要は以下ようになる。

第一章 「予備条項」の有機的連関

第一節 ア・プリオリな命題としての「予備条項」

第二節 記述の連続性

第三節 「予備条項」のストーリー構造

第四節 「予備条項」から「確定条項」へ

第一章では、「予備条項」をとりあげて各条項間の記述上の連関を分析し、一読したところでは恣意的な印象をまぬがれないと思われる各条項の有する意義を構造的に明らかにする。

第一節ではまず「予備条項」がなぜこの六つで、この順番に配置されているのか、という問いを提出する。そうした視点で読んでみると、各条項の説明部分（本文部分）にはやや不自然な形の記述が付加されていることに気がつく。第二節では、このように付け加えられた記述を、次の条項との接合点、いいかえれば次の条項を導入する記述であると考えることにより、各条項間の連続性を問題にする。第三節では、「予備条項」の議論が、戦争が一応の終結をみたと思われるところ、つまり「平和条約」（内実が休戦条約にすぎないような名ばかりの平和条約）の締結から次の戦争へといたるまでの見通しのなかで、ほんらい最低限守らねばならない平和への条件をその過程の段階ごとに述べたものであることを明らかにする。第四節では、こうした記述の連続性が有する意義について述べる。

このように、従来個々の条項を切り離して受け止められていた「予備条項」間の記述上の連関を再評価することにより、その記述が国家間の交戦状態へと進む各段階で墨守されるべき条件を提出したものであることが明らかとなる。同時に、カントが平和を志向する際に体系的・統一的連関を重視し、「臨床的」な解決策の背後に「原因」を取り除こうとする考察姿勢があることを指摘する。これは今日平和論を構築する際の一つの足場を提出すると同時に、カント平和論を理論的に分析する必要性をあらためて提起するものである。

第二章 「確定条項」のアナロジー構造

第一節 はじめに

第二節 国内類推論と「確定条項」

第三節 ヨーロッパ公法としての「国際法」と大陸間交渉にかかわる「世界市民法」

第四節 多元的ネットワーク構想へ

第二章では、「確定条項」の議論をとりあげ、その第二確定条項における「国際法」の段階を「欧州連合」のレベルとして捉えることを試みる。

第一節では、各確定条項間の発展段階によく言われるようなかたちでアナロジーを適用するとすれば、「世界」レベルで重複する第二確定条項と第三確定条項の扱い方に困難が生じることを示す。第二節では、「となりあっているだけで脅威となる」という、カントの平和論にとって重要な意味を持つ立論の意味を考察し、そこから第二確定条項の直接的な視野が「大陸内」であることを論じていく。このことは、第三確定条項の射程の見直しと不可分の議論である。そこで第三節では、第三確定条項の議論が大陸間交渉を問題としていることをテキストから析出する。こうして大陸間交渉という捉え方をすることで、植民地批判の記述も正当に浮かび上がらせることができる。最後に、第四節において、こうしたカント平和論に内在的な解釈がリージョナリズムと接合しうること、およびカント倫理学の射程としてつねに「外部」が存在していることを指摘する。

このように「国際法」の段階を従来の「世界」全体に無条件に適用される議論ではなく、その原理的適用の余地を十分に有しながらも、直接的には「欧州連合」のレベルとして捉える解釈は、従来不十分にしか受け止められてこなかった三つの確定条項の有機的な連関に着目することから生じる解釈である。ここでアナロジーの一段階として「大陸」という視点を提出することにより、「第三確定条項」の分析および今日的な平和論解釈にも寄与するものがある。

第三章 交流と自製の論理——＜通商精神＞と「第三確定条項」の相互補完性——

第一節 課題設定

第二節 「補説」における通商精神についての記述

第三節 通商精神と第三確定条項

第四節 カント平和論における交流概念の深化

第五節 グローバリゼーションの進展と第三確定条項

本章では『永遠平和のために』における「通商精神 (Handelsgeist)」の積極的な意義を、「第三確定条項」との連関を重視して考察するものである。これをつうじて、利己的傾向を推進しようとする通商精神には、自制を促す「第三確定条項」と対をなすものとして、他と積極的に平和的關係を取り結ぼうとする「交流 (Verkehr)」を重視した側面が存在することを示す。また後続する『人倫の形而上学』(一七九七年)などの記述も参照し、この交流概念がカント平和論の主要概念の一つになることを確認する。

「交流」概念は従来のカント研究ではほとんど注目されていなかったが、晩年期の主要概念の一つであるとして肯定的に評価する。この観点の提出により、自制を課す「第三確定条項」の意義が対照的に明らかとなり、平和創出に向けたカントの理論的平衡を再評価することになる。

第四章 道德への「導きの糸」としての《自然＝摂理》——「自然神学」を再評価する——

第一節 課題設定

第二節 「補説」における「自然」の意義

第三節 『純粹理性批判』と自然神学

第四節 『判断力批判』における目的論的な自然像

第五節 『判断力批判』と自然神学

第六節 「信」の領域

第七節 永遠平和を保証する《自然＝摂理》の意義

第四章では、『永遠平和のために』でもっとも評価が難しいと思われる「補説」をとりあげ、「保証論」の意義を二つの側面から考察する。

まず一つめの側面として、「補説」において「自然」概念が導入された点に注目する。そのうえで、この「自然」が「摂理」と言い換えられている点に着眼し、「自然神学」の議論を手がかりにしつつ、「保証論」の二つめの意義を論じていく。後者の意義を考えるうえで、まず『純粹理性批判』の自然神学議論をとりあげ、「世界建築師」としての「神」にたいするカントの姿勢を確認する。次に『判断力批判』をとりあげ、道德神学にいたる過程として位置づけられる自然神学の議論を検討する。さらに「神」にかんするカントの議論が「信」概念にと不可分であることを意識しつつ、最終的に「保証論」における「摂理」としての自然の意義を考察する。

本章をつうじて、これまで否定的意味合いのないし媒介的役割しか与えられていなかった

「自然神学」概念が再評価されるとともに、『永遠平和のために』が批判書との連関を有するものであることが明らかとなる。後者の意味において、カント批判哲学全体において『永遠平和のために』が有する意義の一端が明らかとなる。本章は『永遠平和のために』と他の著作との連結の可能性を提示するものである。

第五章 「永遠平和論論評」と知識学——「確実性」をめぐるカントとフィヒテ——

第一節 はじめに

第二節 永遠平和論をめぐる同時代人としてのカントとフィヒテ

第三節 「永遠平和論論評」における総括的評価

第四節 「永遠平和論論評」の構成

第五節 カント批判哲学とフィヒテ知識学における「確実性」の問題

第六節 「永遠平和論論評」にみるフィヒテの核心的見解

第五章では、『永遠平和のために』がカントとフィヒテの直接に交差した著作であるとの観点から、フィヒテによる「永遠平和論論評」をとりあげる。そこでのフィヒテの議論の裏付けとして『全知識学の基礎』の根本命題が存在することを指摘し、両者の交錯がそれぞれの理論哲学をもとにしたものだったことを指摘する。

他の思想家との連関において『永遠平和のために』を読解する本章を通じて、同著を執筆したカントの立場が相対化される。本章は『永遠平和のために』を、そのすぐれたコメントールである「永遠平和論論評」と接続し、カント以外の思想家との連結の可能性を提示するものである。このように「平和論」においてカント・フィヒテ間の直接的な思想交錯が見られたことを指摘することで、思想史的な観点から『永遠平和のために』の相対的評価をこころみる。

このように、本論文では、『永遠平和のために』の内的な構造を分析し、カント哲学および後出同時代思想家との連関を視野に入れ、カント平和論の理論的骨格を浮かび上がらせる。本論文では、内容的な問題よりも理論的・形式的な枠組みの整備に力点を置き、カント的な意味での「批判」的作業を遂行する。この観点でカントを現代的関心に引きつけることに関しては一定の成果および研究動向全体への寄与を果たしているものとする。内容的にみても、特に「世界共和国か世界連合か」という議論は現代的な平和論および法哲学的議論に直結しうるものである。また、本論文で「交流と自製の論理」と呼んだカン

トの理論は、今日なお、あるいは今日こそ、ますます有効である。しかしなにより、カントが『永遠平和のために』において展開した平和への「構想」を思索の体系として再評価することこそが、今日的な観点から本論文が果たしえた大きな成果であるとする。この点を足場として、さらにカントと現代とをつなぐ個別的な議論を豊かに展開することが次に生じる課題であると認識する。